

## 令和5年第1回寄居町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和5年1月25日(水)	
開催場所	寄居町役場 全員協議会室	
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄 午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄 午後2時23分

### 委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	石附征夫	出	11	吉田信雄	出
2	梅澤功	出	12	坂本滋	出
3	新井徹	出		坂本廣久	出
4	中島広文	出		柴崎徹	出
5	室岡重雄	出		横田義教	出
6	金子達	出		伊藤隆夫	出
7	小和瀬守	出		轟和男	出
8	福島隆志	出		栗原功	出
9	戸屋政春	出		矢那瀬信一郎	出
10	中島英樹	出		清水克樹	出

### 議事参与者

#### 職員

局長 根岸伸年  
 次長 清水周二  
 書記 青木智史  
 書記 権田貴大

事務局長 議長	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和5年第1回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、傍聴を希望される方の申し入れがござましたので、寄居町農業委員会会議規則により、許可することといたしました。</p> <p>本日の出席委員は全員ですので、定足数に達しております、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p> <p>令和5年第1回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>日程第3、議案第2号から議案第6号、農地法第5条第1項に規定による許可申請について。</p> <p>日程第4、議案第7号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>日程第5、議案第8号、農用地配分計画の案について。</p> <p>以上です。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>それでは、中島広文委員と金子達委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第1号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。</p> <p>それでは議案第1号について、ご説明申し上げます。</p> <p>申請内容につきましては、議案番号1番のとおりとなっております。</p> <p>譲受人は、酪農と牛糞堆肥を使ったアスパラガスを栽培している農地所有適格法人でございます。譲渡人は、県外に居住しており、土地の管理に不安があったことから、対象農地と隣接している農地を耕作している譲受人の代表に相談し、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第2号信託、第4号農作業常時従事、第5号下限面積、第6号転貸禁止、第7号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。</p> <p>矢那瀬推進委員。</p> <p>先日、1月22日の午前中に中島委員、小和瀬委員と私で現地確認及び譲受人にお会いし、お話を伺いました。事務局の説明のとおり、相違ないと考えますので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>他にご意見はございませんか。</p>
事務局長 議長	
矢那瀬推進委員	
議長	

	(委員の中から「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり、決定いたします。 続きまして、日程第3、議案第2号から議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。 議案第2号について、事務局の説明を求めます。
事務局	農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 前回の総会時にお話がございました、計画地の一筆が、既に譲受人に所有権移転登記されていることにつきましては、県に確認し、事務局としましては、農地法の規定によりまして、所有権移転の効力は生じていないものと判断しております。登記上、所有権移転がなされておりますが、本議案の申請地として許可申請書が提出されているのが現状でございます。 譲受人は、東京都に住所があり、主に太陽光発電事業を行う法人で、再生可能エネルギーによる安定した電気供給事業をおこなうべく、申請地周辺の山林を含んだ事業計画を立て申請に至ったとのことです。 計画地については、山林が7筆計24,045m <sup>2</sup> 、農地については3筆計7,731m <sup>2</sup> となり、合計31,776m <sup>2</sup> の計画で、林地開発許可が必要となるものでございます。 林地開発許可については、現在、寄居林業事務所にて事前審査を受けており、許可見込みの確認中でございます。 また、事業を行うにあたり発電設備について、経産省の認定を受けておりますが、事業区域の変更が生じており、変更認定申請中であるとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項第2号ニによりまして、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、申請に係る事業の総面積に占める第1種農地の割合が3分の1を超えないものについては、例外として許可となるものとされております。 また、農地法の求める各要件の該当性を確認しておりますが、第3号で規定される信用という点につきまして、委員のご意見を賜る必要があると考えております。その他、意見を決定するにあたり、林地開発等の他法令の許可を条件として付ける必要があると考えております。
議長	説明は以上でございます。 この件について、地元の委員に意見を伺います。 梅澤委員。
梅澤委員	先日の23日に、戸屋委員と轟推進委員の3名で、現地確認を行いました。 農地と山林を含めて約31,000m <sup>2</sup> の範囲で太陽光発電設備を設置するということで、地元に対しての説明会を2回行っております。 ただ、時間が来たからと言い、住民の意見を全て聞かず取り止めるなど、住民のみなさん

	<p>は不安に思われております。</p> <p>一番の問題は水です。計画地内には調整池を 2 箇所作ることになっていますが、この調整池の水を最後にどこに流すかということで、計画地一番下の町道沿いにU字溝があり、こちらに流すということあります。</p> <p>このU字溝を流れる水については、鷹巣地区へ流れていき、ワンビシの東の地域は、周囲の側溝から水が集まるところであります。一番低いところでは、少量の雨でも、田畠が冠水しております。周辺の住宅については、床下まで浸水する事案もあり、どこに水を逃がせばよいのかという状態であります。</p> <p>こうした現状の中、この度の計画が実行されることにより、輪をかけて冠水や浸水への懸念があると私は思いますので、水の問題が解決しない限り、反対したいと考えます。</p> <p>また、事務局の説明にあった申請地の一部ですが、昨年の 6 月には既に所有権が移転されていて、何のお咎めもないでよいのでしょうか。農業委員会に一度たりとも議案は上がっていないですから、申請者に説明を求めたいと思いますので、ご審議の程宜しくお願ひ致します。</p>
議長	他にご意見はございませんか。
轟推進委員	<p>轟推進委員。</p> <p>私は推進委員なので、議決権はありませんけども、地元ということでお話をさせて頂きます。</p> <p>今、心配している水害については、梅澤委員と同意見です。この議案は数字に出ない水害の心配であるとか、地元の意見をどう反映していくのかが重要であると思います。</p> <p>これまで 1 年間、総会に参加しておりましたが、地元の委員が反対していた議案はなかつたと思います。</p> <p>これを他の委員さんがどのように判断するかが大事だと思いますが、万が一、水害が発生してしまった際に農業委員会の信頼がなくなってしまうと考えています。町も、農業委員会でこうした意見があることを知りながら、許可を持っていくということになると、町の信頼にも関わると思います。</p> <p>こうした地元の声をどれだけ慎重に扱っていくかということで、尊重していただければと思います。</p>
議長	他にご意見はございますか。
柴崎推進委員	<p>柴崎推進委員。</p> <p>只今、事務局の説明を聞いておりましたが、中々難しい問題で、一度聞いただけでは理解が出来ないところが多々ありました。</p> <p>今、二方の意見もあるようで、農業委員会も勿論ですが、町の体制や許可権者の県とも、十分に協議をして、災害あるいは、地元に迷惑のかからないような判断を時間をかけてして頂きたいと思います。</p> <p>私は桜沢の方ですが、心配でならない事態が発生するような気がしてまいりますので、よろしく調査の上、判断をお願いいたします。</p>
議長	他にご意見はございますか。
清水推進委員	<p>清水推進委員。</p> <p>説明を受けた範囲でありますので、詳細は知りませんが、3 点ほど質問させてください。</p> <p>調整池を設けるということですが、私はしないと思いますが、都市計画法による開発行為</p>

	<p>に該当するということで、設置することになっているのかどうか。</p> <p>又は、該当がないけども町の太陽光発電の指導要綱に抵触するから、設置するものであるのかということです。</p> <p>2つ目で、農地法というのは農地に対して周辺への被害等々を含めながら、転用することは適當かどうか、土地利用の判断になりますが、この度の件については現地を熟知しないとけないと思います。</p> <p>地元委員からこのような心配なご意見があることですので、きちんと現地調査をした中で、判断をして頂いたほうが良いのではないかと考えます。</p> <p>3つ目は、町が指導している太陽光の指針があるわけですが、それを踏まえて問題点は何になるのか。以上の3点をお願いします。</p>
議長 事務局	<p>事務局。</p> <p>清水推進委員のご質問に回答させて頂きます。</p> <p>調整池につきましては、太陽光発電は都市計画法に基づく開発行為に該当しないものですので、同法の開発基準には該当しておりませんが、この度の計画地内の大半を森林が占めていることから、林地開発に該当しております。その上で調整池を設けることが必要とされますが、申請者から提出を受けている書類では、計画地内に2箇所の調整池がございます。</p> <p>該当しないものではございますが、都市計画法上の雨水処理の基準や林地開発の基準で求められる雨水処理能力を超えるかたちで設計がなされていると伺っております。</p> <p>2つ目にございました、現地調査の関係になりますが、全委員がまとまりたかたちで現地調査が出来れば良いと考えておりますが、実情では難しいような現状もございますので、地元の委員さんが現地調査を行い、総会にてご意見を頂くというようななかたちをとらせて頂いております。頂いたご意見につきましては、今後の対応として検討させて頂きます。</p> <p>また、太陽光発電のガイドラインの件についてでございますが、生活環境エコタウン課が所管しております。こちらにつきましては、現在、ガイドラインに基づく届出を行うため、事前の審査が行われていると伺っております。ガイドラインでは、地元に対して説明会を行うなど、周辺住民への周知を図ることが、第一に決められており、雨水の処理方法等含めて、ガイドラインに基づく確認がされることと考えております。</p> <p>林地開発許可申請につきましては、現在、県の寄居林業事務所に書類が提出されていると伺っております。</p> <p>こうした状況を踏まえまして、他法令等の状況を見ながら、農業委員会が所管する農地法でのご判断をお願いできればと思います。</p>
議長 清水推進委員	<p>清水推進委員。</p> <p>危惧するようなご意見もありますので、十分に調整を図り進めて頂きたいと思います。</p> <p>2つ目は、こうした案件につきましては、人数が多くても、全員で現地調査を行うことが必要であると思いますので、検討をお願いします。</p>
議長 柴崎推進委員	<p>柴崎推進委員。</p> <p>先程も申し上げましたが、林地開発の件で林業事務所が担当かと思いますが、雨水の流末であるとか、周辺環境への影響等は考慮しているのでしょうか。調整池を作ればよいというだけでは、済まないように思います。事務局及び町として、県の見解をよく聞いてもらわないと、前回の件でもそうですが、県の考え方は甘いような気がしてなりません。</p> <p>町で真剣に審議をしたところで、県は簡単に通過したことではないと思います。</p>

	ぜひ、今回は県が関係していることですので、調整池の流末まで確認がされているのか、確認をお願いしたいと思います。
議長 新井委員	新井委員。 この度の計画が、町の開発に関係しないということでご説明を頂き、林地開発については、現在、相談されているということですが、町の開発でいいますと、関係他課が許認可について、該当する項目をクリアしなくてはならないということで、一か所で総合的に判断をしていくわけでございますけども、この度はそれがないということですので、この場では農地法での検討を行うことが重要でありまして、申請者としては申請する自由があり、それを根拠なく止めてしまうのはまずいことであると思いますので、この場では、農地法上でどこが良いか悪いかの判断をすればよいのではないかと私は思います。
議長 轟推進委員	轟推進委員。 先程、調整池の話がありましたが、私が説明会の資料を確認させて頂きまして、池の深さは1mぐらいであります。計算上は、問題なく設計してあります。 ただ、天候が安定していて、そういった災害がないような状況であれば問題ないと思いますが、数字では表せないこの部分をどう扱うかが大事だと考えています。
議長 梅澤委員	梅澤委員。 地元としましては、委員全員に現地を確認して頂き、今日ではなく、それから判断してもらいたいと考えます。
議長 小和瀬委員	本日は保留として、後日の現地確認のうえ、再審議するという方法ですが、皆さんのご意見をお願いいたします。 小和瀬委員。 過去にも男衾地区にて、委員全員が現地確認を行い、決を取った事例がありましたので、地域の問題が絡んでおり、現地確認のうえでも、遅くないと考えますので、現地確認することに賛成いたします。
議長 清水推進委員	清水推進委員。 農地法の許可要件においても、周辺農地を含め、環境への影響を判断する必要があると私は考えますので、その点においても、現地調査を行う必要があると思います。
議長 事務局	それでは、委員全員で再度の現地調査を行い、次回に議決を行うということで、継続審議とすることとしてよろしいでしょうか。 (委員から「よし」の声) この件について、そのように進めたいと思います。 次に議案第3号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第3号につきまして、ご説明申し上げます。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 譲受人はさいたま市に住所があり、主に不動産業を行う法人ですが、申請地周辺の生活環境などから、申請地で貸し駐車場の利用が見込めるものとして考え、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。

議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。
坂本推進委員	<p>坂本推進委員。</p> <p>23日の月曜日に石附委員と現地確認をしてまいりました。現地の状況でございますが、竹や篠が生えており、どうにか通行できるような状況でした。また、草地の状態の場所もありました。申請人については遠方であることから、近所の方にお話を伺いました。</p> <p>話によりますと、申請地は以前から竹林になっておりまして、非常に迷惑していることからどうにかしてほしいという思いがあったとのことで、転用目的をお伝えしたところ、綺麗になるのであれば良かったと仰っておりました。特段の問題はないと考えますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	他にご意見はございませんか。
	(委員の中から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。
	次に議案第4号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。
	申請内容については、議案書のとおりとなります。
	譲受人は、関東を中心に産業廃棄物の総合処理業務を行っている法人です。
	申請地につきましては、申請地周辺に当法人の前代表が、昭和55年に個人別荘を建て利用しておりましたが、昭和63年に増築する際、譲渡人の承諾を得て、申請地を利用していたとのことです。現在は、個人別荘ではなく、当法人の従業員の福利厚生を目的した従業員保養施設として利用がされておりますが、譲渡人から申請地を売渡したいとの相談を受け、調査したところ、農地法による許可を受けていないことがわかり、追認として申請に至ったとのことです。
	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。
	説明は、以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。
	石附委員。
石附委員	<p>23日の月曜日に坂本推進委員と現地確認を行いました。今の説明では分からなかったと思いますが、要するに、今から三十数年前に、借用した農地を転用して宅地用に使っていたということにして、地権者から売り渡したいとの申し入れがあり、農業委員会の許可を受けていなかったということで、現地の確認をしてまいりましたけれども、地権者の方は施設に入居されておりまして、経緯の詳細は伺えませんでした。</p> <p>譲受人については、通常は不在でして、管理人がおりました。農業委員会としては、三十数年前の話ですから、現時点での状況を確認した結果では、この場所はゲストハウスとして利用がされておりまして、荒川ダムの景勝地の急斜面に建てられた、農地としては珍しい場所にございますが、オーナーの居住地として転用していた経緯があります。</p> <p>従って、農地転用の条件にいえば問題ないものと思います。隣接するお宅の方にも話を伺</p>

	いまして、色々あったが、基本的に問題はないということでした。 従いまして、農業委員として追認としての問題はあるかと思いますが、転用申請については、問題ないものと認識いたしました。
議長	他にご意見はございますか。 (委員の中から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第5号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第5号につきまして、ご説明申し上げます。 申請内容については、議案書をご確認ください。 譲受人は町内で観光バス業務を行う法人ですが、現在の敷地の駐車スペースでは、観光バス車両と従業員の通勤車を入れ替え、駐車しているのが現状で、周辺の道路状況などから、車両の入れ替え作業に危険が生じているため、この度の申請地を従業員の通勤車両スペースとして利用したいと考え、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。 農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。
議長	説明は、以上でございます。 この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。
福島委員	福島委員。 23日の午前中、現地確認を行いました。申請地に隣接する駐車場のスペースがいっぱいになっているということで、バスが全部で11台、常時動いているのが9台ということで、時間帯によっては、1、2台の動きのない車両もあろうかとは思いますが、バスが稼働するためには、運転手が通勤した際に、通勤車を止めるスペースがないところで、自宅裏の農地を開放し利用したいとの意向であります、何ら問題はないかと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	他にご意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第6号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第6号について、ご説明申し上げます。 申請内容については、議案書をご確認ください。

	<p>譲受人は太陽光発電事業を営む法人ですが、事業規模の拡大を図るべく、日照条件等で候補地を検討し、申請地が事業地として適していると考え、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p>
伊藤推進委員	<p>伊藤推進委員。</p> <p>1月22日の午後に現地確認を行いました。上段には山がありまして、下段には道路が付いていまして、異議ないと考えますので、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>他にご意見ございませんか。</p>
	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
	<p>議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p>
	<p>続きまして、日程第4、議案第7号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。</p>
	<p>それでは、議案第7号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定が必要となるため、ご審議いただくものです。</p>
	<p>それでは、議案第8号につきまして、説明いたします。</p>
	<p>今回の計画は33件、33筆、58,216m<sup>2</sup>です。</p>
	<p>農地の内訳につきましては議案書4ページの右下のとおりです。</p>
	<p>今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。</p>
	<p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p>
	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
	<p>議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。</p>
	<p>続きまして、日程第5、議案第8号、農用地利用配分計画の案についてですが、梅澤功委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p>
	<p>(梅澤委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、議案第8号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の5ページをご覧ください。</p>

	<p>議案第8号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくものでございまして、同法の第19条によりまして、農地中間管理機構が、この農用地利用配分計画の案を作成するにあたり、町が協力する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものでございます。</p> <p>先ほどご審議をいただきました、議案第7号の農用地利用集積計画の農地を、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が借り受けます。その借り受ける農地を、どの借り受け希望者に貸付けるのか定めたものが、この農用地利用配分計画でございます。</p> <p>借り受け希望者は、議案書のとおりです。</p> <p>8から9ページにつきましては、対象地区の図面となっており、1から26番までが、①の資料、27から33までが②の資料となっており、赤枠で囲われている農地が、今回の農用地利用配分計画の農地でございます。</p> <p>なお、ご承認をいただきました後に、町から農地中間管理機構に、この配分計画の案を送付し、その後、農地中間管理機構内での決定を経まして、県知事が認可、公告を行うという流れとなっております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>審議が終了しましたので、梅澤功委員は復席をお願いします。</p> <p>(梅澤委員・復席)</p>
議長	<p>以上で全ての議案審議が終了しました。</p> <p>委員さんから、何かありましたら、お願いいいたします。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>事務局から1点、ご連絡いたします。</p> <p>次回の総会ですが、総会に先立ち、農業振興地域促進協議会が行われます。2月24日、金曜日の午後1時30分から促進協議会、協議会終了後、総会でお願いいたします。</p> <p>繰り返し申し上げます。</p> <p>2月24日、金曜日、午後1時30分から促進協議会、協議会終了後、総会でお願いいたします。</p> <p>以上、よろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは他に無いようですので、令和5年第1回総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>(起立、礼、着席の発声)</p>

署名委員の決定について議長指名により

中島 広文 委員 金子 達 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和5年1月25日

議長

室 因 重 雄

委員

金 子 達

委員

中 島 広 文